

答 申 第 271号
令和元年10月11日

岐阜市教育委員会
教育長 早川 三根夫 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池 田 紀 子

個人情報ファイルの保有について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第12条第4項の規定に基づき、令和元年10月11日付け岐阜市教委幼第85号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

本市の市立幼稚園では、園児の保護者による家庭での保育が困難となった場合に、降園後、当該園児を一時的に預かる「岐阜市立幼稚園一時預かり事業」（以下「一時預かり事業」という。）を実施している。

令和元年10月より、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）が改正され、幼児教育の無償化が実施されることにより、法第30条の4第2号に規定する子どもの保護者が法第30条の5第1項に規定する施設等利用給付認定（以下「認定」という。）を受けた場合には、一時預かり事業の利用料を無料とする。

岐阜市教育委員会事務局幼児教育課は、認定を受け一時預かり事業を利用している園児の保護者、園児及び園児の世帯員に関する次の個人情報を適切に管理するため、個人情報ファイルとして保有するものである。

<認定の申請による個人情報>

- ア 氏名（園児及び園児の世帯員全員）
- イ 生年月日（園児及び園児の世帯員全員）
- ウ 電話番号（園児の保護者）
- エ 住所（園児及び園児の保護者）
- オ 家族状況（園児の保護者）
- カ 病歴及び心身障害（園児の保護者）
- キ 勤務状況及び生活状況（園児の保護者）

<認定の決定による個人情報>

- ク 認定区分（園児及び園児の保護者）
- ケ 認定期間（園児及び園児の保護者）

2 個人情報ファイルの名称

岐阜市立幼稚園一時預かり事業施設等利用給付認定者一覧

3 意見

適当なものと認める。